

建設労働災害防止のために 安全パトロールを実施します

阿賀川河川事務所では、これから河川内の工事が本格化することから、事故防止を目的に安全パトロールを実施します。

パトロールは河川事務所と工事等の受注者で組織する「阿賀川河川事務所工事安全対策協議会(会長:阿賀川河川事務所長)」が実施するもので、今回は、協議会員以外に、会津労働基準監督署の職員に参加頂き、合同で工事現場の安全対策等の確認を行います。

■日時

平成28年12月5日(月)13時30分から16時頃予定

■集合場所

阿賀川河川事務所に13時30分に集合し工事現場に出発します。

(住所:会津若松市表町2-70)

■パトロール対象工事(詳細は別紙位置図のとおり)

- ・湯川村浜崎地先の堤防補強工事
 - ・会津若松市北四合地先の護岸災害復旧工事
 - ・会津若松市南四合地先の護岸災害復旧工事
- ※各工事現場にて約30分程度のパトロールを実施予定です。



パトロールの様子

【お問い合わせ先】 国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 電話 0242-26-6441
工務課長 はら としひこ 原 俊彦 (内線311)

工事安全パトロール位置図

